

平成 2 8 年度
東京都動物愛護管理審議会（第 3 回）
会議録

平成 2 9 年 3 月 2 8 日
東京都福祉保健局

(午後5時00分 開会)

○原口環境衛生事業推進担当課長 定刻になりましたので、ただいまから、第3回「東京都動物愛護管理審議会」を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部環境衛生事業推進担当課長の原口でございます。報告に入りますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これ以降、座って進めさせていただきます。

初めに、定足数を確認させていただきます。本審議会は東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条により、委員の過半数の出席によって成立することになっております。

本日の出欠でございますが、高橋委員から御都合により御欠席という御連絡をいただいております。

本審議会の委員数は17名、現在の出席者は16名で定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議はマイクが各座席に備えつけになっております。御発言の際はマイクのスイッチを押して、マイクの根元が赤くなりますので、それを確認して御発言をお願いしたいと思います。終わりましたら、再度スイッチを押して切ってください。

それでは、これからの進行につきましては、林会長をお願いいたします。

○林会長 本日は報告が1件、そして「その他」だけですので、比較的早く終わるのではないかなということを期待しています。

それでは早速、報告1件「動物愛護相談センター整備基本構想(案)について」、事前に資料が配付されておりますが、事務局から詳しい説明をいただきます。

○根岸健康危機管理推進担当課長 健康危機管理推進担当課長の根岸でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、前回の審議会でお示しいたしました基本構想の骨子について、でございますが、2月にパブリックコメントを実施いたしました。この後、御説明させていただきますが、多数の方々から基本構想の骨子の趣旨に賛同する肯定的な意見をいただきました。それらの意見につきましては、その多くは基本構想の案に既に反映しております。いただいた意見に対しましては、今後、都の考え方を整理いたしまして、後日詳細を福祉保健局のホームページに掲載する予定でございます。

それでは、資料1「動物愛護相談センター整備基本構想(骨子)に関する意見募集について」をご覧ください。

こちらのパブリックコメントですが、資料1の表裏で要旨という形でまとめてございます。

「(1)意見募集期間」につきましては、2月9日から22日までの2週間。

「2 意見募集の結果」でございますが、意見送付者数につきましては、総数で180件でございます。内訳ですがその2行下になります。個人の方からは169名、団体からは11団体ということになります。

「(2) 意見件数等」についてでございますが、お一人あるいは1団体の方々から幾つもの意見をいただいておりますので、それらを細かく分けて分類しましたところ、延べ意見数としましては715件になりました。

内訳は下の表に示してございます。網かけの部分を中心にご覧ください。

「これからのセンターに求められる役割等について」に関しましては358件。

その下の網かけの「今後の動物愛護相談センターの整備の方向性について」が138件。

「整備基本構想(骨子)の文言にかかる意見」が12件。

「その他動物愛護管理施策に関する意見」が207件。

合計715件となっております。

裏面をご覧ください。別紙のほうで細かく意見については示してございますが、時間も限られてございますので、多く寄せられた意見を中心に御説明をしたいと思います。

まず、センターに求められる役割等に関する意見としましては、括弧内に書いてある数字は件数でございます。監視指導を徹底して欲しい、殺処分をやめて欲しい、さまざまな場面で、適正飼養の普及啓発を行って欲しい、子供の教育に力を入れて欲しい、動物を保護・譲渡・終生飼養する施設にして欲しい、譲渡を目的とした施設にして欲しいなどがございます。

その次ですが、センターの整備の方向性に関する意見としましては、土日を開庁日とし、譲渡会を開催して欲しい、飼養設備の充実を図ることが必要、ペット同伴で避難できる施設を整備して欲しい、駅に近いところに建てて欲しいといった意見でございます。なお、本所移転改築に反対するような意見はございませんでした。

その他ということで、生体販売を禁止して欲しい、ブリーダーの規制を強化して欲しい、飼育を免許制として欲しい、不妊去勢手術を義務化して欲しい、アニマルポリスといったものを創設して欲しい、などの意見でございます。

別紙のところでは細かい意見ですので、後で本文を説明する際に必要に応じて触れさせていただきます。

資料2をご覧くださいと思います。

こちらの審議会での主な意見ということで、今まで2回開催して皆様からいただきました主な意見をまとめさせていただきました。掻い摘んで説明をさせていただきます。

まず、「『動物愛護精神・適正飼養の普及』に対する意見」としましては、2番目、3番目に書いてございますが、普及啓発において、民間、ボランティア等との連携は重要ですよと。3番目「動物との共生を学ぶ普及啓発について、子供に焦点が向かいがちであるが、中高生や獣医学生などに広げることも必要」だという意見がございました。

その下の「『適切な飼養管理・譲渡の推進』に対する意見」としましては、6番目「動物を飼っている時、トラブルの小さいうちに未然に問題を解決するサポートシステムがあると良い」、7番目「動物愛護推進員をもっと活用してはどうか。（譲渡後のフォローアップ等）」という意見がございました。

その下、「災害時等における的確な危機管理」に関しましては、12番、一時収容体制が必要であるといったような意見もございました。

今後のセンターの整備の方向性に対する意見でございますが、13番、明るく、開かれた、人が集まりやすい施設にすることが必要、16番「利便性にも配慮し、良い場所につくることが重要」、その他もろもろ、たくさんの意見をいただいたところでございます。

こちらのパブリックコメント、審議会でいただいた意見を踏まえまして、基本構想案を策定いたしましたので、続きまして資料3をご覧くださいと思います。

全体としましては、第一章～五章の構成となっております。

第四章につきましては見出しを「これからのセンターに求められる役割等」と当初はしておりましたが、それらを踏まえた整備の方向性をお示しするものであるため、見出しもそのように改めてございます。

第五章につきましては、骨子では「整備の方向性」としておりましたが、この整備に当たっての基本的な方針をお示しするものであるため、見出しを「整備方針」と改めております。

内容について本構想のポイントとなる箇所、いただいた意見を反映した箇所を中心に御説明をいたします。

お開きをいただきまして、「はじめに」という部分をつけ加えてございます。

2ページ目でございます。こちらが第一章でございます。こちらに関しましては、先ほどのパブリックコメントの4ページ、No. 95にありますとおり「『ハルスプラン』の意味がわからないので説明を入れて欲しい」という意見がございましたので、2ページ目の下から5行目の後ろから「人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した都の計画である『東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）』に基づく施策を推進していく上で」ということで説明を加えております。

第二章でございます。こちらは現在のセンターの業務内容を説明したものでございまして、これまでも説明してございますので大きな追加、修正等はございません。

3ページ、4ページ、5ページ、6ページの体制につきましても骨子にございました。7ページもございましたので、こちらについては大きな変更等はございません。

続きまして第三章に入らせていただきます。「近年の状況と施策推進上の課題」でございます。こちらにつきましては、骨子と比べまして大きく変わった部分としましてはデータです。表、グラフを入れさせていただきました。パブコメの中にも具体的なデータがあったほうがわかりやすいといったような意見、例えばパブコメの1ページの7番

目の意見で、致死処分の現状等についても、積極的に公表するべきといった意見であるとか、あるいは4ページの99番目「第三章において、『センターの引取数、致死処分数は大幅に減少している』とあるが、致死処分数等の数字を出して欲しい」という御意見がございましたので、こういった意見を反映させております。

8ページの上の表でございますが、苦情受理件数を示してございます。こちらは平成27年度につきましては、本所、城南島出張所、多摩支所、それぞれの数字で出しておりますが、合計しますと1,862件となっております。

その下が各施設における事故届出件数でございます。こちらは年ごとにそれほど大きな変化はございませんで、毎年80件程度となっております。

その表の下の部分でございますが、2の上の部分の「命ある動物への愛護精神の涵養」とございます。実は、こちらにも語句について「涵養」という言葉が非常に難しいという意見が4ページのNo.97のところございました。ですので、涵養という言葉の説明としまして「(徐々に育むこと)」という文言を加えてございます。

9ページでございますが、こちらは上のグラフについては、都内における動物の引取り・収容頭数の推移、その下は致死処分数の推移を示してございます。上のグラフにつきましては10年前と比べて、最新の平成27年度で全体で20%弱に減少しております。特徴としましては猫の占める割合が高い。負傷動物の収容数はここ数年で大きな変化はないといったところでございます。

その下の致死処分数の推移につきましてでございますが、全体で10年前と比べて、平成27年度で10年前の12%に減少しております。こちらにも猫の占める割合が高くなっております。なお平成27年度の816頭のうち、動物福祉の観点、つまり苦痛から解放するために行った場合などを除きますと、致死処分数は203頭となっており、東京都ではこの数値をゼロにしたいと考えております。

10ページに移ってください。第一種動物取扱業者の数についても推移のデータを掲載いたしました。文言としましては骨子にもございましたが、一番上のところですが、「平成28年6月には10年前の約2倍となる4,500軒以上となりました」と記載しておりますので、それがわかるグラフということで掲載をさせていただきました。

11ページでございます。こちらから第四章になります。多少詳しく説明をさせていただきます。

センターに求められる役割と整備の方向性ということで、まず1番目の柱としまして、「1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設」につきまして重要な記載としましては、その下の5行目になります。「普及啓発は、動物愛護団体等の多くの関係者が様々なかたちで取組を進めているため、関係者と連携した取組をさらに拡大していくことや民間企業の活用等も視野に入れ、より効果的に展開していきます」と書かせていただきました。これについては、ボランティア、団体等との協働の促進に係る賛同の意見というのをパブリックコメント等でたくさんいただいております。具体的な促進の手法につつま

しては、今後、施策を進める中で検討していきたいと思えます。

その下の《重点1》のところでございます。

○の1つ目のところの2行目「より親しみやすい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していきます」。その下の「動物について都民が自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる環境を整えていきます」。特に2つ目の○のところは新しく加えたところでございます。

こちらに関しましては、パブリックコメントの中で普及啓発の推進についてたくさんの意見をいただいておりますが、1ページのNo. 4、5です。ここで「子供の教育に」といった意見だとか、「普及啓発を行って欲しい」といったような意見をたくさんいただいております。こちらを反映させた部分でございます。先ほど御紹介しましたが前回の審議会でも、子供のころからという声とともに、幅広い年齢層を対象とすべきとの御意見がございましたので、こちらを反映させていただいております。

その下の《重点2》のところにも「子供から高齢者まで様々な方を対象として」と書かせていただいております。

ページをおめくりください。これはボランティア等との協働という部分でございますが、一番上の行になります。センターを、関係者が集い協働するための共通の場とするために関係者間の情報共有や意見交換、ミーティング、研修等を行う設備、いわゆるスペースを確保していくこととしております。

2番目の柱、「2 新しい飼い主への架け橋となる施設」に入りたいと思えます。

こちらの関連では、パブリックコメントの1ページのNo. 1になりますが、ドイツのティアハイムのような終生飼養を行う施設として欲しい。そういったような意見も多くいただいたところではございますが、都といたしましては、新しい飼い主との新たな生活の出発点となる、いわゆる架け橋となる施設にしていきたいと考えております。

2のところの6行目になりますが、「また、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進め、引取数の減少を図っていきます」と記載させていただきました。こちらにつきましては、飼養関係の充実について御意見をいただいたところでございます。

資料2です。審議会の委員の方からもトラブルサポートシステムに関するコメントをいただきました。資料2のNo. 6になります。トラブルの小さいうちに問題を解決するようなシステムがあると良いとの御意見をいただきましたので、そういったことを踏まえまして「飼い主を支援する取組」というところを加筆してございます。

審議会の中でも、殺処分ゼロを実現するためには譲渡促進、それだけではなくて引取り数の減少をやはり図る必要があるといった意見もございましたので、「そういった取組を進め、引取り数の減少を図っていきます。」と加筆をさせていただきました。

《重点3》のところですが、「新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理」ということで、一番上の行の最後から「健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、

飼養管理する体制を充実することが重要です」。その下の○になりますが、動物を個体ごとに管理することを基本として、ストレスに配慮した種別ごとの飼養等々、飼養環境を充実していくと。その下になりますが、飼養期間が長期化した場合でも、その間の健康状態を保持できるよう運動設備等を確保していくと記載しています。

《重点4》の「新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大について」でございます。2つ目の○のところでございますが、登録譲渡団体と相互の情報を協力して発信し、合同の譲渡会を実施するなど協働での取組を強化いたしますと記載しています。

それと他団体がセンターの設備を利用して、譲渡活動やボランティア等の育成、普及啓発等の取組を行えるよう施設整備を進めていきます。このような取組が推進できるようなスペースを整備するという事を盛り込んでおります。

13ページになります。こちらの部分につきましては、高齢者の飼育についても重要だといったような意見を多くいただきました。都といたしましても、下に書いてございますとおりの相談環境を整えるなど、取組を強化していくことを盛り込んでございます。

具体的にパブリックコメントとしましては、1ページのNo. 13になります。ペットの飼育をフォローする仕組みが必要だということの中に、特に高齢者の支援が必要といった意見がございました。こちらに対しましては本文のほうですが、《重点5》の下のところからですが、「飼い主の高齢化や病気により飼育が困難となった場合」、ちょっと飛ばしまして、信頼できる新たな飼い主を見つけ、飼養を引き継ぐことが望ましく、そのための助言等を行うことが重要だと。センターでは相談しやすい環境を整え、その機能の充実を図る、ことといたしますといった形で記載をさせていただきました。

中段3の「3 事業者等の指導・監督の拠点施設」の部分でございます。先ほども御説明しましたとおりのリード文に書いてございますが、事業者が年々増加しているという実態がございます。事業者の監視指導を行うセンターは、事業者の活動を適正なものとするために指導・監督を強化していきますということで、先ほどもパブリックコメントの多かった意見として御紹介しましたが、監視指導の強化というのが最も数としては多かった部分でございますので、都としても一層徹底していくという考えを盛り込んでございます。パブリックコメントでいいますと2ページのNo. 41になります。

また、この部分に関しましてですが、13ページの下から5行目の○のところです。「事業者数が増加していることや、問題のある事業者に対する重点的な指導等が必要であることを踏まえ、より効率的な実施に向け、事業者の評価に応じた監視やICTの活用を進めていきます」と記載をさせていただきました。

14ページにお進みください。「4 動物に関する危機管理対応の基幹施設」の部分でございます。こちらの部分、リード文の2行目から「災害時に動物救護活動の拠点となるセンターは、東京都獣医師会等と連携した動物の救護、避難所の設置主体となる区市町村等への支援、被災動物等の一時収容、各施設間のバックアップ体制を確保していきます」と書かせていただきました。

パブリックコメントでは3ページのNo. 66にございます。「ペット同伴で避難できる施設を整備して欲しい」という意見もございました。基本的には、避難所の設置というのは区市町村となつてございますので、区市町村への支援という形で記載をさせていただいた次第でございます。

《重点8》の救護活動に関してですが、2つ目の○のところをご覧ください。「被災動物の一時収容は、センター各所で対応可能な範囲を想定し、スペースの確保やケージなどの必要な物品の備蓄等を進める」という対応を行うことといたします。

《重点9》の「動物由来感染症等による危害の防止」についてでございます。センターでの対応としましては、1つ目の○のところの平常時から動物由来感染症に関する調査研究や情報収集等を行う。それとその2行下になります「訓練等の実施も含めた準備を行っていきます」。その下の○ですが狂犬病の発生時等には、その下の行の真ん中からになりますが、「捕獲・収容等の措置を実施できる体制を引き続き確保していきます」と記載をさせていただきました。

第五章、センターの整備方針についてでございます。

施設の整備方針でございますが、こちらは上から3施設の中で特に老朽化が進み、狭隘な本所は早期に整備を行うこととします。

2つ目の○の2行目になります。現地での建替えでは十分な広さを確保できないと考えられることなどから、移転改築を行うことといたします。

移転整備に当たっては、利便性が良く、都民や関係者が集いやすい環境を整えることや、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視を行うための地理的条件や地域特性、必要な設備やスペースが確保できる敷地面積、周辺環境等に十分に考慮し検討を行っていきます。

具体的な機能・設備等につきましては、今後検討を進め、本所整備に関する基本計画の中で示していきます。

他の二施設、つまり城南島出張所、多摩支所についても老朽化等の状況や飼育等に関する相談・苦情件数、引取り収容数、事業者数、監視指導の件数等の諸状況を考慮の上、今後あり方を検討するとさせていただきました。

結びですが、「おわりに」の2行目、「センターは、施設整備を通じて強化された機能を更に発揮し、都民に頼られ、親しまれる存在となるとともに」で2行飛ばして、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります」という形で結ばせていただきました。

引き続き、今後のスケジュールについてなのですが、近日中にこちらの整備基本構想を（案）をとった形で公表する予定でございます。この基本構想は、全体の整備方針を定めるものでございますので、この基本構想を踏まえて、今、五章で述べさせていただきましたとおり、本所の整備に関する基本計画、すなわち具体的に必要な機能、設備、場所、規模や配置イメージ、スケジュール等を盛り込んだ整備計画について4月

以降、早急に検討、必要な調整を進めていく予定でございます。

基本計画を策定した後につきましては、施設の大まかな設計を行います基本設計を実施することになります。

説明については以上です。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただいた基本構想（案）について、もし質問がございましたらどうぞ遠慮なくおっしゃってください。

どうぞ。

○小松副会長 全体としては非常にわかりやすい文章ですけれども、ちょっとわかりづらいところが13ページです。13ページの下から2行目なのですけれども、「問題のある事業者に対する監視指導は、集中的、継続的な対応が必要となる場合があるため」、ここからです。「現場へのアクセスに長時間を要しない体制を確保していきます」というのが、これはどういうことなのかな。早急に、速やかにやるという意味でしょうけれども、長時間を要しないという体制とは具体的には今までの問題点とか、あるいはこういう表現にせざるを得ないという何かがあるのでしょうか、質問です。

○林会長 どうぞ。

○根岸健康危機管理推進担当課長 そのイメージなのですけれども、区部に事業者の7割近くが集中して存在するといった東京の特性を鑑みまして、現場から著しく遠くならず、迅速に監視指導を行うことが可能な立地条件についても確保する必要があるといった意味も含めてございます。

○小松副会長 要するに、立地条件というのは、何かあった時には遠いところでも場所を確保して、そこから動き出すという意味でよろしいのですか。

○根岸健康危機管理推進担当課長 例えばの話なのですけれども、高速に近いところあるいは幹線道路に近いところ、そういう交通の不便ではないといったところを選ぶということでございます。

○小松副会長 わかったようでわかりません。すみません。

表現が、ほかのところはもうちょっとわかりやすく丁寧に書いてあるので、もう少しわかりやすくしたほうがいいのかと思うのですけれども、意見です。

○根岸健康危機管理推進担当課長 ありがとうございます。

○林会長 こういう文章にしたほうがいいのか、何か具体的な提案はありますか。

○小松副会長 「迅速に対応します」というのは当たり前なのでしょうけれども、現場へのアクセスに長時間を要しない体制というのがちょっとわかりづらいかなど。現実な対応の話でこうなってしまうのかなどは思うのですけれども、わかるにはわかるのですが、一番ここが私は何か抽象的なわかりにくい部分で、はっきり書けない部分なのかなどは思ったのですけれども、もっと易しく、わかりやすいほうがいいのかという印象なのです。

○林会長 それでは検討しておいてください。

他にありますでしょうか。

打越委員。

○打越委員 前回、第2回が自分の大学の入試の最終日で参加できなかったのも、近々に公表するというお話で、もっと早く自分も予習して意見を寄せるべきだったと思うのですが、やはり今回丁寧に見て気になるところが大きく3点ありますので、申し上げたいと思います。

まず第1点に、例えば動物愛護の普及啓発や譲渡活動をしているボランティアは善で、ビジネスとして営業を行っている業者は規制対象だという構図があるように、これは昔ながらの動物愛護管理行政の構図で、ボランティアは善で、何となくビジネス業者は取り締まらなければいけないものという構図が前提にされているような報告書のように感じるのです。

というのは、例えば11ページの《重点2》を見ますと、「幅広い啓発のための人材育成・協働」というところにボランティアが入っているけれども、例えば優良な動物取扱業者をどう生かしていくかということが入っていない。つまりボランティアは連携する相手だけれども、業者は連携する相手ではなくて規制対象であると言わなければならないのです。

13ページを見ても、「3 事業者等の指導・監督の拠点施設」と書いてありますけれども、基本的に第一種動物取扱業者を前提としたような書きぶりだと思います。今はボランティア団体でも、あるいは譲渡、譲り渡しをする団体も届出制とはいえ第二種動物取扱業者であって彼らは業者です。となれば動物取扱業者の指導・監督といった場合に、例えばいわゆるペットショップやホテルだけでなく、ボランティアや譲渡活動をしている団体に関しても劣悪な施設がないかどうか、あるいは譲渡団体だということを名目にして、実際には多頭飼育状態になっているような状況を監視指導する。むしろボランティアの中にも淘汰すべき団体がある。あるいは是正させていく団体があるということを考えれば、第二種動物取扱業者の問題をどうするかを考えるべきだと思います。そう思いますと最初に言ったとおり、ボランティアは善で連携する相手、業者はビジネス業者だから規制する対象というのがすごく構図の中に残っている。ある意味古臭い考え方だと思いますけれども、ボランティアであっても指導する体制、そしてビジネス業者であっても、今、本当にいい形でボランティアと連携して頑張っている業者さんも出てきていますので、そこを協働相手として加えてあげる。そういう発想が必要かなと思いますので、ある意味、もっと早く伝えるような大前提の話でしたけれども、やはり看過できないと思ってお伝えする。これが1点目です。

2点目です。12ページの「2 新しい飼い主への架け橋となる施設」のところの冒頭「動物の殺処分ゼロの実現に向け」、この「殺処分ゼロ」という単語を入れるべきかという点は、もしかしたら第2回でも相当論争があったのかもしれないのですが、私は入れるべきではないと考える立場です。これを発言すれば多くの頑張っている

やるボランティア団体さんから、また打越が保守的なことを言っているとたたかれるのではないかと懸念しますが、でもあえて誰かがくぎを刺さないとと思います。動物の殺処分は減らしたほうが良いと思います。ですから、動物の殺処分を減らすために熱心な譲渡活動をしていくということであれば、本当に大事な活動だと思います。

でも、まず殺処分ゼロの定義がきちんとここに書いていない。例えば保健所に入ってきてから交通事故で収容された動物が死んでしまった場合も、これまでも環境省の統計上は、要はけがして運びこまれた動物が保健所で死んだ場合は殺処分扱いとカウントしていると思いますが、そのカウントの仕方を、今、環境省が変えようとしています。例えば、乳飲み子のミルクボランティアというのがありますけれども、あのミルクボランティアで、すぐ団体譲渡で、すぐにも生まれて持っていってくれる奇跡的なボランティア団体さんがいっぱいいます。昔はいなかったから、ミルクボランティアで助かった命が行政で殺処分扱いになってしまっていました。今だってボランティアに譲り渡した後、乳飲み子が全て助かっているわけではない。実際には半数ぐらい死んでしまうというのが乳飲み子の猫の問題だと思います。つまり、一刻も早く民間団体に押しつけられればゼロにできるという可能性もあるのです。ゼロの定義も殺処分に対する解釈もきちんとした表現がないまま、ここに「ゼロを目指す」と書くのがたとえ知事の Manifesto であっても、そのような無責任な書きぶりをしてはいけないと思います。減らしたほうが良いのです。それは間違いない。でも、不適切な飼養を放置したり、あるいはただ数値だけを減らすような、数字がひとり歩きするような単語は私は余り好きではありませんし、環境省もその看板を下ろしつつあることを初回の時に話したと思います。環境省でも、今、方向を変えつつあるというのを意識すべきだと。もちろん東京都がこの方針で行くなら私がごり押しできるものではありません。

第3に、多頭飼育者の問題がどこに入るのだろうと。東京都で本当に大きな問題で、これから先、殺処分問題よりも大きな問題は多数の動物を劣悪な状態で飼っている。これはビジネス業者だけでなくボランティアでも、あるいは一般の飼い主でも問題になる。それを単に飼い主への適正飼養の普及啓発などという甘い言葉では解決できなくて、警察であるとかケースワーカーなどを一緒に動かして、多頭飼育問題に向き合っていかなければいけない。第2回の委員のトラブルが少ないうちに相談できる場所をとるという意見はどなたがおっしゃったのかはわかりませんが、飼い方やしつけの問題だけではなくて多頭飼育の問題が、例えば5頭、6頭、それが10頭ぐらいになった時にすぐ手を打てるか、それとも40頭、50頭、100頭になってから手を打つかでは全然違うと思うのです。

多頭飼育の問題というのは、例えば市町村のケースワーカーが必要だとか警察が、という話で、センターの対応だけではないとももちろん逃げることもできるとは思いますけれども、動物取扱業者に関して何かあった時に、即座に現場に向かえるようにと先ほど小松副会長から指摘があったところで、現場に早く出ていく拠点として整備するという

ことであるならば、多頭飼育者や不適切飼養者に対してそれを話し合い、警察やケースワーカーを含めてみんなで作戦を論じるという拠点にしていく。そのぐらいの言葉が私は欲しいと思います。多頭飼育問題、紛争当事者問題、一番今自治体が頭を抱えている問題ですけれども、その問題に面と向かって切り込んでいくのは、天下の先進自治体である東京都であって欲しいと思うわけです。

以上、長くなりましたけれども、第二種動物取扱業者の問題をどうするのか、優良なペットビジネス業者をむしろ協働相手としてみなすべきではないか、それから殺処分ゼロという単語を単純に使ってはいけないのではないかという点、そして多頭飼育者や不適切飼養者に対する警察やケースワーカーも含めた積極的な体制をつくる拠点ということも考えていただきたいと思いました。

以上です。

○林会長 どうでしょうか。今、お答えいただけますか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 今、打越委員から3点ほど御意見をいただいたところでございます。

まず、1点目のいわゆる優良な動物取扱業者がいると。そういったところともしっかり連携をしていくべきと。つまり、業者を対立の構図の相手にするという考え方は古いのではないかとということでございます。また、第二種動物取扱業者というのが届出制になったということも、御指摘いただきました。東京都では、例えば登録譲渡団体なども民間のきちんと条件の整ったところであれば連携の相手として、現在も連携をしているところでございます。また、第二種動物取扱業者に対しても届出制になりまして、監視に入るということはございます。やはり劣悪な状況について問題があれば監視指導の対象にしておりますので、先生の貴重な御意見を賜りまして、その部分をさらにしっかり充実をさせていきたいと思っております。

それから、2点目の殺処分ゼロのお話なのですけれども、これについて東京都は考え方を整理した上で、ホームページなどでも公表させていただいています。先ほども根岸から説明をさせていただきました、平成27年度の処分数というのが816あるという中で、収容後死亡したり、あるいは東京都内ですと交通事故でけがをして苦しんでいるような猫、動物がいると。そういったものは動物福祉の観点からやはり安楽死、処分をせざるを得ない。また、人への攻撃性が著しく高く、譲渡に向かないようなものもございますので、それは獣医師の判断で処分をせざるを得ないということで、そういったものを除いた部分で、ちょうど今203頭いるのですが、その部分をゼロにしていきたいということを第1回の時にも御説明をさせていただきました。何が何でも全部を、小さな目もあかない、かなり低体温になって衰弱の著しい子猫までもボランティアの方に引き取ってもらってゼロにするという考え方は、東京都ではしないということで整理をさせていただいております。

それから3番目の多頭飼育です。最近、テレビなどでも多頭飼育で飼い切れなくなっ

て、大変な状況になっているというニュースを拝見することがあります。多頭飼育に関しては、やはり動物の面だけではなくて、人間のほうのアプローチも必要だと考えているところがございますが、都内では、飼い主の指導というのは特別区の仕事になっておりますので、当然その特別区に対して動物愛護相談センターは技術的な、あるいは専門的な観点からいろいろ助言をする。連携をして、必要な部分はサポートをしていくということで多頭飼育についても取組を支援しておりますし、また、財政的な支援を区市町村に行うこともしております。ですので、多頭飼育についても確かに今、特に猫などで崩壊するような事例が多いと聞いておりますので、これからますますいろいろな点で課題となってくると思いますので、センターが区市町村と連携して対応していきたいと考えているところがございます。これらにつきましては、私どもの考え方といえますか、動物愛護相談センターのこれからの仕事としても、しっかり考え方を定めまして取り組んでいきたいと考えております。

○**林会長** それでは打越委員。

○**打越委員** 東京都が頑張っていることも、今後、取り組んでいってくださることもわかっているのですが、基本構想の文章の中に入れないと意味がないと考えます。ですので、殺処分のことは初回に聞いてよく覚えています。東京都はそういう単純なゼロにはのっとならないとおっしゃっていましたが、この構想が発表されるわけですから、2の冒頭に「殺処分ゼロの実現に向け」と。このように単純にさらっと十数文字で書いてしまうのはやはり問題があると思うので、そこを直していただきたい。最初のボランティアは善、ビジネス業者は規制対象というのは、そうではないという発想はよくわかるのでとおっしゃっていただいたので、それはまたきつとこの文章の中に入れ込んでいっていただけるのではないかと期待しています。

多頭飼育についても、もしも区をサポートしていくというのであれば、その拠点として東京都も責任を持つという力強い表現を書き込みたい。つまり東京都として今後やっていきますというお返事をもらって終わりではなくて、私は基本構想の表現を少し加えるなりして欲しいと申し上げています。

○**林会長** どうぞ。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** まず、殺処分ゼロのところでございますけれども、8ページのところの下のほうです。「2 動物の引取数・殺処分数について」ということで、第三章のところに説明を記載してございまして、特に2行目の後半からです。「苦痛を取り除くためなど、やむを得ない場合を除いた殺処분을ゼロとするためには」という形で、殺処分については全てをとにかくゼロにすることではなくて、先ほど御説明したような内容をここに記載をしているということで、今、説明を補足させていただきたいと思っております。

○**林会長** この8ページの文章は非常にいいと思うのですが、12ページの「動物の殺処分ゼロの実現に向け」という文章は、このままだと殺処分ゼロの定義が8ページでなさ

れているという意味ですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 はい。

○林会長 よろしいですか、打越委員。

○打越委員 私はその構想で、今後の方向性というところにきちんと明記すべきではないかと思えます。そもそも実はゼロという表現そのものを削除すべきと思っている立場ではありますけれども、東京都がそういうふう解釈した上で、掲げるのだということであれば、そこをきちんと書いておくべきだと思います。

○林会長 それは、12ページにも書くべきだという主張ですね。

○打越委員 課題を整理しているところと、やはり今後の構想を整理しているところというのは意味合いが違いますし、人が読む時の集中力というのも違いますし、この基本構想の肝は第四章なわけですね。やはり第四章の文章こそ細心の注意を払うべきだと思います。

○林会長 この件について、ほかの御意見を。

どうぞ。

○香取委員 私、今、「殺処分ゼロ」という言葉で、どうしても千代田区でフィールドワークにかかわっているといいますか、区との協働で「殺処分ゼロ6年目」というのを大々的に掲げているものですから、その中身について、本当に当事者なのでちょっとだけ説明させていただきたいなと思うのです。

もともと殺処分ということに対する世論の反発があったわけですね。震えて死んでいく動物たちの気持ちとして、人間の都合で消費物のように殺していいのかと。このデリケートな気持ち、世論に対して殺処分ゼロをやはりしましようよというのはなかなか難しいと。もちろん専門的に言えば殺処分ゼロの陰にいろいろなことが起こるのですけれども、殺処分は良しという、これもまたどうなのだろうという気はしています。実際の話、私も殺処分ゼロの千代田区なのですが、実態は大変です。どれほど特殊な場所であると。17年も前の平成12年から千代田区と協働で事業として始めて、TNR事業として徹底的に不妊去勢をしたと。地域猫とか面倒くさい話ではなくて、とにかく手術したのです。繁殖を抑えて激減して5分の1に猫が減ったと。その中で最近どんどん保護譲渡を進めていって殺処分ゼロです。確かに東京都動物愛護相談センターに送っていません。でも、シェルターがあるわけではなく、お金がかかるなんてものではなくて、これは正直言って寄付やカンパ、多くの人たちの自己資金です。区からももちろん助成もあります。その中でやっているのですが、例えばミルクボランティアと一言言ってもこれは大変ですし、一生懸命収容してもらって、譲渡をどんどん進めているから30頭以上ためたことはないのです。交通事故ですごい状態、それはもう先生といちいち話してQOLを考えて、本人が苦しみ延命をするのは余計にかわいそうという状態、例えば自力で食べられない、自力で排泄できない。飼い猫ならお腹を押して、膀胱を押して、直腸を押して便もさせますけれども、飼い主のいない猫にそこまでのケアはできないだ

ろうということで、やはりだんだんお見送りという形にはなっています。

ただ、助かるものであれば、例えば交通事故で足一本断脚しても譲渡できています。片目を摘出しても譲渡できています。あと社会化していない動物なのですが、猫の場合は限度がありまして、家の中で固まっても譲渡できないことはないし、「家庭内野良猫ね」と言って笑って迎えてくださる方もいると。私たちは犬を扱っていないので後遺症事故といったことがないのでそんなことも言っているのですが、確かに殺処分ゼロというか、わざわざ殺すことはないけれどもQOLを重視して譲渡を進めていく。そもそもはとにかく不妊去勢手術しかないです。殺処分ゼロに向かっていく時に猫の場合、とにかく手術なくしてはあり得ないと。

いずれにしても、千代田区でやっているこの方法は莫大なお金をかけ、ものすごい手間暇をかけ、獣医師との信頼関係、協力関係、この中でできていることで、これを東京都全体が本当にやるのかどうかわかりません。ただ、世論のメンタルな気持ちとデリケートな気持ちで言うと、殺処分ゼロという言葉はやめましょうといきなり言われると、私も言葉を扱っている人間なのでこれは変なふうになってしまうかなと。では殺しているのねという話になってしまうので言い方は難しいかなと。世の中一般の人への言い方はとても難しいかな。千代田区と同じことをやってくださいと私も思いますが、実験的に6年、7年とやってみて、17年間たってみて実に大変。ただ、手術がありきで、手術をすればその譲渡を勧めることも夢ではない。最優先は手術があつてこそ、殺処分の削減に向かえるかなという気がします。

○林会長 今、論議になっているのは、8ページの2行目から3行目の「苦痛を取り除くためなど、やむを得ない場合を除いた殺処分をゼロとする」と、これが基本的に東京都の姿勢だと言っているわけですから、これについては打越委員も合意しているわけですね。

○打越委員 そうです。

○林会長 だから、それが12ページになると突然として「動物の殺処分ゼロの実現に向け」というと誤解されるのではないかというだけの話で、東京都の姿勢は8ページにきっちり示されている。実際問題、土曜日にまたペット法学会の理事会がありますけれども、そこに法律の専門家が、大変こういうことに熱心な方が世界中を調べていますけれども、「世界中で殺処分ゼロというのはあり得ない。そういう国があつたら教えてもらいたい」と彼も今言っています。つまり、やはり動物のために殺処分せざるを得ないことがあるわけです。本当に激しい苦痛にある状態、もう助からない、QOLが極端に低下している時は殺処分にせざるを得ないというのは、世界中のどの国もやはり合意しているのですよ。だからそのことをきちんと8ページ目には書いておられるわけですから、それが12ページになると何か誤解を招かないかという打越委員の御意見ですね。

○打越委員 基本的にはそうです。

○林会長 どうぞ。

○**香取委員** 言葉の問題なのですが、殺処分という言葉はやはりあまりよろしくない。人道的安楽死、エシカルなという、それをもうちょっと言わないとQOLを最優先にして、つまり、消費物のように物のように殺処分と言われると、これは世論としては気持ちがついていかないなど。なので、ですからQOLを最優先にした人道的安楽死といった言葉が入るのかどうかわからないのですけれども、何かもうちょっと言いようがあるかなという気もするのですね。

○**林会長** そこは、安楽死は私はやめたほうがずっといいと言っています。なぜかという、安楽死は本人が希望する以外は安楽死と言わないほうがいい。だから本当に動物のためを考えたら、「安楽殺」というのが一番適切な言葉だと思っていますが、それは英語でもありまして、英語でHuman Killingと言っているのです。やはりKillingなのです。私は動物を見ていて、これまで自分から死にたいという態度をとった動物を一匹も見ることがないです。動物は偉いです。最後まで生きようとします。だからそういった言葉をきちんと定義し、だから8ページの書き方が非常にいいと思うのですけれども。「苦痛を取り除くためなど、やむを得ない場合を除いた殺処分をゼロ」と。

どうぞ。

○**根岸健康危機管理推進担当課長** 12ページのところにも誤解のないように、8ページで書かれているような定義を加筆しておきたいと思います。

○**林会長** どうぞ。

○**水越委員** 8ページのところは、非常に文言としてすばらしいと思うのですけれども、ここの第三章というのはいわゆる課題というところで、「課題」という題名になっています。グラフなのですけれども、グラフがあってもわかりやすいかもしれませんが、逆に言うとグラフを入れるのであれば、例えば今説明していただいたので非常にわかりやすかったですけれども、先ほどのどうしても殺処分せざるを得なかった動物が何頭いるかであるとか、施設内で何頭亡くなったであるとか、また、引取り・収容頭数の推移とありますけれども、こういう文言だと全部が飼い主からの引取りのように感じてしまうところが、恐らく飼い主不明の犬猫、またはその捕獲等の犬等もいると思うのです。ここは課題の抽出というところなので、課題がこうあって、そこでそのように目指しますということで、もうちょっとグラフを入れるのであればもう少しわかりやすいというのですか、これはただ殺処分の数がこれだけありますよ、だからそれこそゼロを目指しましょうであるとか、例えば引取り・収容頭数の推移、引取りという、これは無責任な飼い主がこれだけ引き取ってもらっているのかのよう感じてしまうところがあるので、もう少しこのグラフであるとか数値であるとかの見せ方ということで、こういう課題があります、それでここに書いてある「やむを得ない場合を除いた殺処分をゼロとする」ためにはどうしたらいいかというような、もうちょっと課題として書かれるともっとわかりやすいのではないかなと。そうすると、その後の部分も非常にわかりやすく出

てくるのではないかなと思いました。

○**林会長** 今の御意見は、もう一つ表を入れたほうがいいのかということですか。

○**水越委員** そうです。今、私たちは説明を受けたので納得したのですが、恐らくこの文章だけを読むと、まだまだ816頭いますよであるとか、こんなに引取りがあるのだと読み取れてしまうと思うのです。実際はその数なのですが、その数のいわゆる中身はこうですということを、それでここが課題なのですということを、もう少し具体的に示したほうが後に続きやすいのではないかなと思いました。

○**林会長** 例えば、9ページの表の「致死処分数の推移」となっているグラフの下に、この数字はここに書いてあるような、苦痛を取り除くなど、やむを得ないものも入っているのだということを明記しておけば、それでわかるのではないですか。

○**水越委員** そうです。その内訳があるとか。

○**林会長** 細かい数字はともかく、今、確たる数字が出るかどうかわかりませんが、この数字がどういう意味なのかということをもう一回ここで説明しておけばいいのですか。

○**水越委員** そう思います。

○**林会長** どうぞ。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 第1回の時に、ちょうど致死処分数の内訳という表を御説明させていただいております。816の内訳です。それを一つ加えると、よりわかりやすくなるかなと考えます。

○**林会長** そのほうがいいです。それでよろしいですね。

○**水越委員** はい。

○**林会長** 随分時間がたってしまいましたけれども、他に御意見ありますか。
どうぞ。

○**小松副会長** 繰り返しの部分なのですが、8ページの先ほど「やむを得ない場合を除いた殺処分をゼロ」と書いてあるのですが、これはやはり12ページと同じくするためには意味もわかりやすく、8ページの「やむを得ない場合を除いた動物の殺処分をゼロ」というふうにして、こちらのほうも「動物」を入れたほうがいいのかと思います。やはり東京都の考え方がわかりやすく1行でわかるので、12ページも同じように最初の「やむを得ない」から始まって、これは大事なことなので12ページにも、林会長も言われたように、8ページと12ページの差がわかりづらい部分という部分というのはわかりやすくしたほうがいいのかと思いますので、12ページのほうも「やむを得ない場合を除いた動物の殺処分ゼロの実現に向け」というふうに先ほどそちらの担当の方も、多分そうなるかなとは思いますが、そこの8と12はやはり同じだから、8のほうには「動物」というのを入れて、よりわかりやすくしたほうがいいのかと思います。

○**林会長** 動物の苦痛をという意味ですか。

○**小松副会長** そうです。「やむを得ない場合を除いた動物の」。

○**林会長** これは動物は当たり前でしょう。むしろ、やむを得ない場合を除いたという、やむを得ない事情が人間側の事情でないということははっきりさせておいたほうがいいと思うのです。つまり、動物のために殺処分するのだよということをはっきりさせておいたほうがいいと。

どうぞ。先ほど言われたことはそういうことですね。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 「苦痛を取り除くためなど」というのが入っております、そのところでやむを得ないというところの説明を加えております。

○**林会長** そうですね。だから12ページは、大体8ページと整合性をとっていただくということでおっしゃっていますので、それ以外に何かありますか。

○**渡井委員** その殺処分なのですけれども、病気とか事故とか動物が苦痛で苦しんでいるのはいいのですけれども、性格的に譲渡が向かない、団体さんも引き取れない、社会に出したら反対に危害を加えるような動物が出た場合、センターとして今後、そういう動物たちをどのように保護をするなり、それこそ殺処分という定義が病気だけに限ってしまうと、そこが違ってきますね、そこはいかがでしょうか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 東京都でも、ホームページに出しております、致死処分数の内訳というところがございますが、苦痛からの解放とか著しい攻撃性、つまり、人にかなり咬みつくとか、それがとても矯正できない、あるいは衰弱、感染症によって成育が極めて困難、そういったものを除いていることを記載しております。センターには獣医師がおりますので、きちんと見極めながら動物福祉に配慮した形で進めていきたいと思っております。

○**渡井委員** 結局、愛護団体さんが、このぐらいの攻撃性だったらこれからトレーニングをして、何とか譲渡に向くようにトレーニングしていこうということになった時、その水準、譲渡に絶対もう無理だというレベルは都のほうで決めていただくのですか。

○**近藤動物愛護相談センター多摩支所長** 現在、センターとしては訓練士さんのボランティアも受け入れておまして、その方たちからもご意見をもらった上で、凶暴な点、または今後見込みがないのかどうかという判断の参考にさせていただいております。犬の性格についても人間と同じですが、個々の犬ごとに判断する必要があり、一律でこの子はだめだというのはなかなか難しいと思うのです。ですから、抽象的になるかもしれませんが、社会化できないのではないかという表現になってしまい、何がだめだから社会化できないとかではなくて、それぞれ個々の犬の様子を見て、つまり、センターの獣医師だけでなく、今言ったように訓練士さんなどの職員以外の方の意見も取り入れながら判断しておりますので、今後もこの方針でやっていこうと思っております。

○**林会長** よろしいですか。きちんとそういう判断をされているということですか。

どうぞ。

○**山口委員** 皆さん、殺処分数ゼロという言葉を使っていらっしゃるのです、それを使わせ

ていただきますけれども、殺処分数をゼロにするにはということで、大体こう読んでいきますとほとんど譲渡でもってという、御説明では一応譲渡だけではとお聞きしたとは思いますが、文章を読んでいるとどうしても譲渡でゼロに向かう。そうではなくて、ゼロにする一番はやはり蛇口を閉めるということですから、そちらの部分もこの8ページでも、結局、新たな飼い主に結びつける取組を一層強化してゼロに近づけるという内容になっていますので、もう少し蛇口を閉める部分も書いていただけたらと思うのです。だからこの前、飼い切れないということになる前に早く未然に防げるシステムがあれば、センターに持ってくる必要がないという、どうやってその蛇口を閉めていくかというのかは、すごくゼロに近づけるのに大きな力があるのではないかなと思います。譲渡だけでは本当にゼロに近づけるのは無理だと思いますので、もう少しそこに力を入れて書いていただけないかなと。

○林会長 どうぞ。

○根岸健康危機管理推進担当課長 先ほども、私のほうから御説明をさせていただいたところではあるのですが、12ページの2の架け橋となる施設のところなのですが、これも「また、飼い主が飼育に関して相談しやすい環境を整えるなど、飼い主を支援する取組を進め、引取数の減少を図っていきます」と記載していますので、相談体制、あと施設面の整備も含めて、そこでしっかり飼い主からの相談を受けて、いわゆる蛇口を閉めるような方向に進めていきたいと思っております。

○林会長 そうですね。こういう形で精いっぱい書いていただいていると思います。私に言わせれば動物を飼う資格がない人もいるのです。その人に動物を飼う資格がないとなかなか言えないだろうと。だからこれは精いっぱいこういう形で、飼い主を支援する取組という形しか書きようがないのではないかと私は思ったのです。

○打越委員 私は、多頭飼育対策というのをここにに入れていただきたいと思います。要は第2回の誰の発言だろうと思ったのは、やはり山口先生だったかと今思いましたけれども、蛇口を閉めるで、例えば新潟県では、先ほど実は引取り数のグラフが減ってきたのが話題になっていましたけれども、引取り数が長い目で見れば減ることはとても大事なことなのですが、短期的に引取り数が増えることを恐れると、多頭飼育を見て見ぬふりをするという形になってしまって、今多くの全国の自治体でシェルターとしても受け入れられない、そして紛争当事者への対応が非常に難しいということで、多頭飼育者のところには月に一度ぐらい話をしに行くのだけれども、結局、具体的な行動はとれないままということで気づくと中で数が増えている。それで崩壊するという事案が必ず毎年起きています。

それを受けて、例えば新潟県などは8頭、9頭になったところでむしろ飼い主から積極的に引き取るそうです。引取り数は増えます。だけれども、そういう人たちのところに返してもきちんと飼えるはずがない、それは経済的にも、精神的なものや社会的なものにもと考えると、多頭飼育予備軍に対して非常に積極的に引き取るそうです。もちろん

その後、譲渡にも力を注いでいて、東京都のようにたくさんのボランティア団体がない自治体でも努力しているわけです。そう思うと、多頭飼育に対して毅然と対応していくのはこれから先の大きな課題になる。今よりもっと高齢者が増えてきて孤独に悩む人々が増えてくる中で、まして都市部の個人主義化が進む中でこの問題は一刻も早く手をつけるべきと私は考えています。

○林会長 どうぞ。

○原口環境衛生事業推進担当課長 確かにいろいろ問題になっているということですが、この構想の中では13ページの《重点5》というところがございます。「飼育困難となった場合の相談対応等の充実」ということで、○の3つ目で多頭飼育が管理できなくなる事例も散見される。やむを得ず緊急的に収容するというのも当然出てくるだろうということで、今回の施設整備の方向性ということがございますので、動相センターとしてもそういったことを想定して施設整備を進めていくということで、多頭飼育については今後の方向性を書かせていただいております。

○林会長 どうぞ。

○山口委員 今の《重点5》のところ、どうしても「飼い主の高齢化や病気により飼育が困難となった場合」という限定をできてしまっているのです。ただ、飼育困難になる方はそういう人だけではありませんので、だからここはあまり限定をかけないような形で、一般の方でもそういう方が結構いらっしゃるわけですから、全体にかかるようにしていただきたいなと思います。

○林会長 いかがですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 いろいろなケースがあるということですが、今、パブコメなどでもいただいた御意見などを少し反映させたような部分もありますが、全部は書き切れないのですけれども、「こういった場合など」ということで少し大きくくりな形で表現させていただければと思います。

○林会長 よろしいですか。

特にこれから高齢化社会、高齢者4割の時代に向かっているわけですから、そこはやはり強調しているのですけれども、「など」ということで大きくくりにされているということですね。

○原口環境衛生事業推進担当課長 はい。

○林会長 他にまだありますか。

どうぞ。

○日柳委員 文言の話なのですが、8ページの先ほど来出ている2の表題は「動物の引取数・殺処分数について」と書いていて、その2行目「センターの引取数、致死処分数」ということになっています。先ほども第1回目からの話で、表で致死処分数の推移ということで表には「致死処分数」と書いているし、4ページ目の国の処分の方法ということでありますが、ここは「致死処分は」というふうになっているわけですが、環

境省の出している指針は殺処分方法に関する指針ということなので、致死処分というの
は一体どういう意味なのかということがよくわからない。読んでいる人もわからない。

これは議論になったかどうかは忘れてしまったのですが、パブリックコメントの中
でも「殺処分」というのは非常に悪い言葉だから、東京都のほうはあえて致死処分という
名前にしているのだろうと彼女か彼かはわかりませんが見ていて、それはごまかしでは
ないのかという意見も一人いたようなのですが、この整合性を考える上では、それから
先ほどから議論している中で殺処分ゼロとか殺処分の話が出ている。「殺処分」という
言葉がもう通っているので、なぜ「致死処分」という言葉を使わざるを得ないのかと。
表がそうなっているからあえてそうなっているのかというところで、やはり整合性を合
わせたほうがいいのではないかなという気がしてならないのですが、いかがでしょうか。

○**林会長** いかがですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 東京都は、この「致死処分」というのは収容後亡くな
ってしまう、あるいは苦痛からの解放のために処分をするというものも含めて、その
ところは全部致死処分としておりますが、先ほどからそういったもの以外の部分の処分
をゼロにするといった時の、その部分を一応殺処分という形で、この構想の中では記
載をしているところがございます。これまでも推進計画などでも「致死処分」という形
で書いておりましたけれども、新しくゼロにしたい部分のところの表現を「殺処分」と
しております。

○**林会長** よろしいですか。

そういう工夫をされているわけですね。今、説明をお聞きしてよくわかったのですけ
れども、やはりそこが非常に言葉で意味を違えているということですので、この「致死
処分」というのは、そういう意味では殺処分と表に「致死処分」となっているからここ
も「致死処分」と言っているだけではないということなのですが、いかがですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** そういうことで、私どもの思いというのはあるのです
が、少しわかりにくいということなどもいただいておりますので、ちょっと整理をさせ
ていただければと思います。

○**林会長** そうですね。本当に日本の動物福祉を考えた時に殺生というのは本当に重いで
すね、殺すというのは。だけれども、私の知る限りは欧米の先進国のほとんどの国はQ
OLが守れないのだったらむしろ積極的に殺処分すべきだという考え方、つまり、彼ら
のWell-beingを大切にするという考え方、殺すことがいけないということでは
決してないという、そこは、相当やはり日本人の多くの方たちの考え方と実際の現実
をうまく合わせていくためには、なかなか「致死処分」というのもいい表現かなとは思
います。

いかがですか、よろしいですか。

どうぞ。

○**香取委員** 言葉ということにやはり私はこだわるのですが、日本ではようやく末期がん

の人たちが、緩和ケア外来や緩和ケア病棟で亡くなっていくということがだんだん普及してきているのですが、かつては人間の医療でも末期がんでようやく息を引き取ったのに心肺蘇生をしたり、残酷物語だったころがあると。だけれども、日本人はやはり命は尊い、生きることが非常にいいと。だからＱＯＬの話題もようやく人間の医療で出てきたぐらいですから、今、殺処分ゼロはナンセンスだと言われるとやはり日本人の心にはなかなか、そう意味では「致死処分」と言い方はいいのかなという気がしてきました。

○林会長 これは整理していただけますか。東京都が一生懸命苦勞されていることは非常によくわかりました。

何かありますでしょうか。

どうぞ。

○崎田委員 直接文章をとというわけではないのですけれども、パブリックコメントにしまして109番です。パブリックコメントの5ページなのですからけれども、ペットの飼育を免許制にして欲しいと。これが24件もあるというのは、逆に今までは、完全にこういうことはできるわけがないと言われていたのですけれども、やはり何かこういう資格みたいなものも考えて欲しいということも頭の中に入れておいて、取扱業もまさか規制がというようなことを、30年前は一般的に思われていて、20年前に届け出になって、10年前にこれが登録制になって実質許可制みたいなものになったわけですから、こういったことも見据えて、今後よい飼い主を認めていったり、あるいはいい団体を認めていくような、そういったことも意識できたらいいかなと、パブリックコメントを見て、思いました。

○林会長 御意見として今回のパブリックコメント、本当は今日の報告にありますように、センターの整備基本構想についてパブリックコメントしているのですが、熱心な方がいろいろなことを言って、これなどは本来のパブリックコメントの答えではないのですけれども、そういう方が多いということは、また今後こういうことを論議することが出てくる可能性があるということで、ここでは御意見として承っておきます。

よろしいですか。

どうぞ。

○山内委員 都民ファーストの山内と申しますけれども、私ども小池都知事といろいろな形で、これは要望という形にさせていただきたいのですけれども、今回の基本構想は非常によくできているなと思っております。この前意見交換をさせていただいた時に小池都知事も殺処分ゼロを自分の公約といった形で、かなり力強く取り組んでいきたいといったこともおっしゃっておいりました。

今、殺処分と致死処分、その言葉の違いで内容がかなり違ってくるなというものも、私も今初めて聞いて感じたところなのですけれども、そういったところをしっかりと福祉保健局のほうから説明をしていただいて、やはり知事もそこをしっかりと理解をしていただいた中で、この取組といったものをさらに進めていただきたいということを改めて

知事のほうにもしっかりと要望をしていただくというか、説明をしていただくことが必要なかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいなと思っております。

○**林会長** ありがとうございます。

どうぞ。

○**有田委員** 専門的に非常に深いところまで考えられている方は、いろいろとまだまだ足りない部分を見出されると思うのですけれども、私はこれは基本的なことが書かれていて、今後が見えてくると思いました。ただ、言葉の問題で「致死」であるとか「殺処分」のそれぞれの考え方や言葉の意味を括弧内に書いては如何でしょうか。1箇所だけ難しいからといって括弧で意味を書かれているのですから同じようにされてはいかがでしょう。もしくは、分かりやすいやわらかい言葉で最初から書かれたほうがいいのには思ったのです。何カ所か理解がそれぞれで違う捉え方をされるということでしたら、これはこういう意味ですということをもとめて後段に説明を書かれたほうがいいと思えました。全体としては全く反対することではないということです。

○**林会長** よろしいでしょうか。

そこは大変だと思いますけれども、意図としては大変苦労されていることがよくわかりました。

他にありますか、よろしいですか。

それでは、今日出た御意見がありますので、大変でしょうけれどもできることは取り入れていただければと思います。

あと、今日はこの議題1つですので、事務局からその他で何かありますか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 今日は、皆様からまたいろいろと御意見、御質問などをいただきましたところでございますが、この動物愛護相談センターの整備基本構想につきましては、多少文言なども整理をいたしまして、近日中には正式決定をしまして公開をしたいと考えております。公開しましたら、また皆様にお知らせをしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○**林会長** それでは、本日の審議会が最後になりますね。今年度の審議会は全て終了いたします。ありがとうございます。

事務局のほうにお返しします。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 林会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたりまして、いろいろありがとうございました。

それでは、これで審議会を閉会させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

(午後6時23分 閉会)